

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社シー・エス・ランバー			コード	7808
提出日	2022/8/4		異動（予定）日	2022/8/30	
独立役員届出書の提出理由	2022年8月30日開催予定の当社定時株主総会において 社外役員（社外取締役）の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	馬締 和久	社外取締役	○										△				有
2	石塚 英一	社外取締役	○													○	有
3	熊切 直美	社外取締役	○										△				有
4	竹俣 裕幸	社外監査役	○										△				有
5	吉田 芳一	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	馬締和久氏は、阪和興業株式会社の役員でありました。当社における阪和興業株式会社との取引（2022年5月期）は、当社プレカット事業における仕入額の17.6%と相応のものであります。 また、同氏は、2012年6月に阪和興業株式会社の取締役を退任し、その後3年間は顧問をしておりましたが、現在は、当該会社との業務上の関係はなくなっています。	馬締和久氏は、総合商社における木材事業の担当役員として豊富な経験や幅広い見識を有しており、その経験や見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しており、木材の輸入販売を担う役員経験者としての目線から示唆の富む助言をしていただくなど、当社グループの企業価値の持続的な向上のために尽力いただくことを期待しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ当社が定めた「社外役員の独立性に関する基準」に基づく独立役員の要件を満たしており、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項なし	石塚英一氏は、社会福祉関連を始めとして、民法、会社法を専門とする弁護士として一般民事や企業法務などに幅広い知識・見識を有しており、また裁判所の民事調停委員も務めており、それらの経験や見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しており、弁護士としての専門的な見識を活かし、特に法律に関して示唆に富む助言をしていただくなど、当社グループの企業価値の持続的な向上のため尽力いただくことを期待しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ当社が定めた「社外役員の独立性に関する基準」に基づく独立役員の要件を満たしており、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	熊切直美氏は、大東建託株式会社の役員でありました。当社における大東建託株式会社との取引（2022年5月期）は、当社プレカット事業における売上高の2.4%と相応のものであります。 また、同氏は、2019年6月に大東建託株式会社の役員を退任しており、現在は、当該会社との業務上の関係はなくなっています。	熊切直美氏は、大手建設・不動産会社の経営者として、長年同社グループの経営全般にわたり強力リーダーシップを発揮し、また当社グループが属する住宅関連業界に関する豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらの経験や見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しており、住宅関連業界における企業経営経験者としての目線から示唆の富む助言をしていただくなど、当社グループの企業価値の持続的な向上のために尽力いただくことを期待しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定めた「社外役員の独立性に関する基準」に基づく独立役員の要件を満たしており、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
4	竹俣裕幸氏は、丸紅建材株式会社（現SMB建材株式会社）の役員でした。当社におけるSMB建材株式会社との取引（2022年5月期）は、当社プレカット事業における仕入額の11.2%と相応のものであります。 また、同氏は、2013年3月に丸紅建材株式会社を退社しており、現在は、当該会社との業務上の関係はなくなっています。	竹俣裕幸氏は、建材商社の役員としての豊富な経験や幅広い見識を有しており、また、長年にわたり木材ビジネスに関する知識を蓄積していることにより、高い見地と広い視野から当社の企業価値向上に貢献することを期待し、選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定めた「社外役員の独立性に関する基準」に基づく独立役員の要件を満たしており、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項なし	吉田芳一氏は、長年にわたり税務行政に関与してきた経験により幅広い見識を有し、特に税務に関する知識を蓄積していることから、高い見地と広い視野から当社の企業価値向上に貢献することを期待し、選任しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定めた「社外役員の独立性に関する基準」に基づく独立役員の要件を満たしており、当社との間に特別の利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 补足説明

当社が定めた「社外役員の独立性に関する基準」は、コーポレートガバナンス報告書にて公表しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5 独立役員の選任理由を記載してください。